

令和5年1月～11月分「年間医療費のお知らせ」発行申込書

被保険者証の記号・番号				こちらの QR コード からも申込できます ※こちらから申込する 場合はこの用紙の提出は不要です
事業所名				
被保険者	氏 名			
	生年月日	昭和 平成	年 月 日	
	退職している時 記入して下さい	〒	-	
	住 所 電話番号	市・町・村	電話 () -	



注意事項

- 被保険者及び被扶養者の世帯単位で発行しています。
- 1～11月受診分となります。12月受診分は医療機関発行の領収書をご利用ください。
- 当組合が提供する健康情報提供サービス「PepUp」に登録している方は、PepUpにて「医療費のお知らせ」のデータをダウンロードして、e-Taxで医療費控除の申請が可能です。
※令和5年11月分の医療費データは令和6年2月末頃反映予定です。
- 医療費控除の対象となる支出で、記載されていないものがある場合があります。その場合、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります(この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。)。
- 「支払った医療費の額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合(公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、(家族)療養費、(家族)出産育児一時金がある場合など)があります。こうした場合には、例えば、「支払った医療費の額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。
- 事業所経由で送付します。(退職されている方は当組合より自宅へ送付します)
- 医療費控除の申告に関する照会・質問等は、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧いただか、税務署へお願ひいたします。
- 手続きに関する詳細は右記の国税庁が発行する「Q&A」よりご確認ください。
また、右記資料1ページ目の「医療費控除の明細書」をクリックすると確定申告書に添付するのに必要な書類を印刷できます。

医療費控除に関する手
続きについて(Q&A)
(国税庁)



上記の注意事項を確認し、発行を申し込みます。

静岡県農業団体健康保険組合 殿

健保チェック欄	
喪失者	
住所	
交付日	

受付印